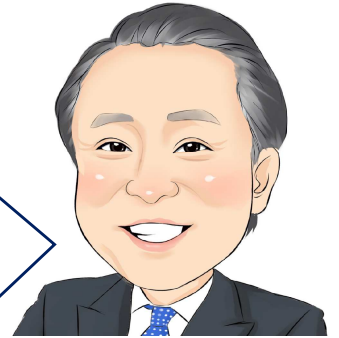


相続・贈与 年末特別号！！

こんにちは！所長の森田です。
「相続税・贈与税の税制改正」が令和6年1月1日から施行されました。
令和6年の贈与から「相続時精算課税制度」を利用する場合、**令和7年3月17日**までに届出が必要となります。
制度の選択期限が近付いておりますので、改めてご確認のうえ、お気軽にご相談ください。



【改正1】生前贈与の加算対象期間等の見直し



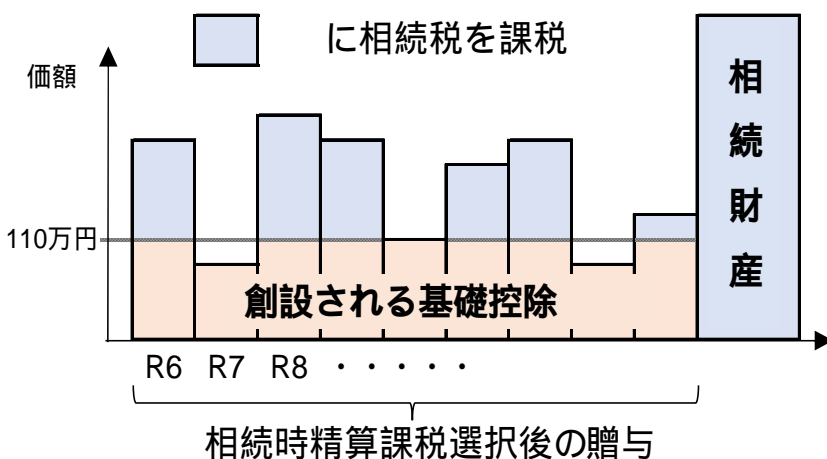
令和6年1月以後の暦年課税による贈与について、相続発生時に相続財産に**加算される期間**が、改正前の相続開始前3年間から**相続開始前7年間に延長**されます。

【改正2】相続時精算課税に係る基礎控除の創設



基礎控除額以下の贈与は将来相続が発生した際、**相続財産に加算する必要がありません。**

令和6年1月以後の贈与より、2500万円の特別控除とは別に、**年間110万円までの基礎控除が創設**されました。年間110万円以下の贈与であれば、贈与税がかからず、かつ、2500万円の特別控除に含める必要もありません。さらに、**年間110万円以下の贈与は贈与税申告の必要もありません。**



相続時精算課税制度とは...

60歳以上の父母祖父母から、いずれも18歳以上の子（推定相続人）または孫に対し、財産を贈与した際に選択できる贈与税の制度です。**2500万円の特別控除**があり、限度額に達するまで贈与税の課税を受けません。限度額を超えた場合には一律**20%の贈与税**が課税され、贈与者が亡くなった際には、相続税の計算時に贈与財産の**贈与時の評価額**を相続財産に加算して相続税額を計算します。

相続時精算課税制度を選択するには...

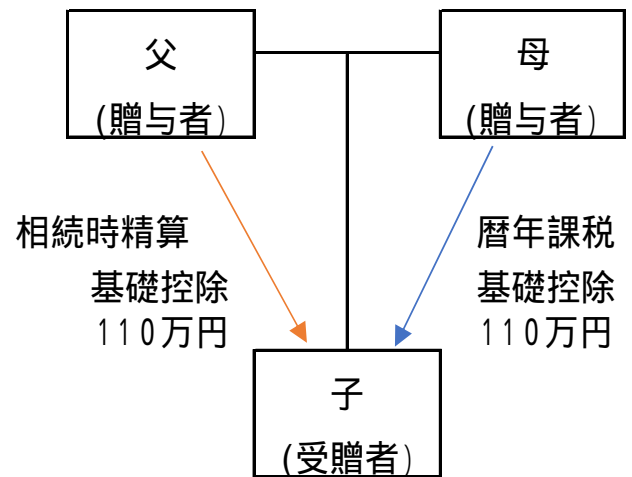
提出書類：相続時精算課税選択届出書

提出期限：制度利用開始の翌年3月15日

提出者：受贈者（贈与を受ける人）

制度選択のポイント

贈与者ごとに制度を選択できるので、右の図のように別の制度を利用することで、**基礎控除を毎年220万円**まで活用することもできます。相続時精算課税を一度選択すると、**選択した贈与者**からの贈与については暦年課税制度は使えなくなります。今後の贈与計画も踏まえて検討することが必要です。



贈与税は、1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税されます。相続や遺言、贈与に関するご相談は随時受け付けております！ぜひお気軽にお問い合わせください。

